

労働界の再編と

八六年体制の意味

― 労組・自民・政府三者関係 一九七五～八七年 ―

辻中豊

はじめに

一九八六年選挙での社会・民社両政党の歴史的敗北は、この十年間の両政党及び労働、とりわけ民間大企業労組（以下、民間労組）の行動の決算を示すものである。この意味は、二重である。第一に、社会党にとっては、この党の依拠する社会党・総評ブロックが、低成長化、国際化、ソフト化と言われるこの十年間の社会変容にも、やはり適応できなかったということの意味する。実は、総評・社会党ブロックの社会的不適応は、今に始まったことではない。六〇年代における高度成長及び工業化による社会変容に対しても、それに対応した政策、媒介構造の再編、支持の拡大を獲得することができず、六九年に歴史的敗北を喫している。言わば、工業化社会への適応不全に対する民衆の回答であった。この課題を克服することなく、石油ショック以降の新しい社会変容に臨んだこのブロックは、やはり適応に失敗し、八六年の歴史的敗北に繋がったのである。

このブロックの基をなすのは、官公労の選挙での強さであった。官公労は組織労働者の一割強、労働者全体では三、四%を占めるにすぎないが、その全国的組織性、大企業組合としての財力の豊かさ、更にスト権を剥奪され、また政府

社会党・総評ブロックの社会的適応への「失敗」と民間大企業労組の自民党との政策協調の「成功」という二重の帰結の中で、政府を入れた三者の新しい関係・構図の成立と国際的・国内的問題への対応を分析する。

の予算によって賃金が規定されることからくる強い政治性によって、圧倒的な選挙での強さを誇ってきた。この短期的利害の故に、社会党は年々、総評、官公労への依存度を深めてきたのであった。しかし、言わば産業、企業を通じて社会との接点（＝根）を持たないこのブロックは、それ故に経済・産業の変化の方向とも「豊かな社会」の多様な有様や国際政治経済の実態からも遊離して行くことになる。

他方で、社会党・総評ブロックに野党陣営での主導権を奪われた民間労組は、衆議院レベルで、わずか十名程度の代表を有するにすぎない。工業化社会に対応した第一次労働戦線統一運動が、七三年に挫折に終わった後、このグループは社会協調並びに政策協調を取り引き材料として、政策参加、更には民間労組の統合運動へと突き進むこととなった。すなわち、保守政権と協調する「圧力団体」への変身である。この運動は、統合化をめざしているが故に、全体としてはネオ・コーポラティズム化運動と呼ぶことができる。⁽¹⁾ 社会的な労使関係のレベルから地方自治体、更には国政のレベルまで協調の範囲を広げることによって、このグループは一定の参加の枠を勝ち取り、更に今年十一月には日本民間労働組合連合会（略称「連合」）を結成することになっている。

社会党・総評ブロックの社会的適応への「失敗」と民間大企業労組の自民党との政策協調の「成功」の二重の帰結として、一九八六年選挙での社会・民社両党の敗北、保守の大勝があったと言えるであろう。更に、この十年間の両者の軌跡は、戦後四十年、少なくとも五五年体制下での労働・野党の配置を完全に一変させようとしている。構造的再編の動きは、急である。表にまとめて、ここ一年余りの労働の目立った動きを、整理しておこう。（表1参照）

ここには、社会党・総評ブロック並びに民社・同盟ブロックという五五年体制下での野党の構図が崩壊しつつあることと共に、全民労協から「連合」へという民間大企業労組と自民・政府との間に、新しい関係、新しい構図が生じつつあることが窺われるであろう。加えてもう一つ注目しておくべきなのは、賃上げ率や失業率、組織率そのどれをとっても、まさに労働セクター全体としては危機的状況を迎えつつあることである。これは、経営サイドに近い生産性本部をして「社会全体のバランスが失われることを意味する」とまで言わせている。そして、この「弱い労働」の問題は、二次の前川レポートに示されたように単に国内問題だけでなく、今や内需の拡大、労働時間短縮等の問題として国際的な問題、摩擦にまで発展しつつあることである。

表1 構造的「再編」への動き——労働セクター

-
1985. 10 日教組組織率はじめて1/2をわり 49.5%に(新採加入率 30.9%).
 12 鉄鋼労連; 政党支持率 1) 自民 16.1% 2) 民社 11.2% 3) 社会 10.2%.
1986. 1 商業労連, 労組を「職業集団」と規定.
 4 経構研(前川)リポート 骨子; 減税, 週休二日.
 6 労組推定組織率 28.2%, 戦後最低を更新.
 6 (総評 国民意識調査) 労組知名度 1) 総評 85% 2) 同盟 45% 3) 全民
 労協 26%.
 単産知名度 1) 日教組 84% 2) 国労 79% 3) 私
 鉄総連 59%.
- 7 社・民, 衆参同日選で歴史的敗北。社・民合計で 111議席(22%) 1949年
 以来最低。労組系議員 57名(11%).
 8 (全民労協; 労組幹部調査) 労使関係; 交渉で「どちらかといえば組合が
 譲っている」37.1%, 「どちらかといえば会社が譲っている」7.1%。
 9 「八六体制」左ヘウイングのぼして(中曽根発言).
 10 国労過半数割る, 国労分裂へ.
 10 「連合」予算大綱; 合計15億円.
 12 合化労連, 反主流39組合(2.5万)を除名.
1987. 1 完全失業率 3%台に(労働力調査 3月, 過去最高).
 1 「同盟」, 11月19日解散へ.
 2 内紛激化の日教組, 総評臨時大会欠席.
 2 鉄鋼労連 春闘ベア断念.
 3 岩井章・総評顧問「総評の再生を断念」.
 4 経済審議会特別部会(新前川)リポート; 労働時間短縮.
 4 自動車総連組合員調査, 労使関係; 「大幅に組合が会社に譲っている」15
 %, 「どちらかといえば」45.2%, 自民党容認率 62.7%
 5 「連合」事務局, 専従 70名; 同盟 39; 総評 15; 中立労連 10; 純中立
 5; 新産別 1.
 5 1986年労働争議, 戦後最低を更新/半日未満スト; 件数・人員数で6割以
 上の減少.
 5 総評, 1990年官民統一へ.
 6 今春闘ベア, 名目 3.56%(調査開始以来最低).
-

(資料)『週刊労働ニュース』他

本稿で分析され
 るのは、このよう
 な労働セクターの
 状況下において、
 「連合」系の労組、
 自民党、労働省は
 どのような性格を
 現在有しているの
 か、そして更にこ
 の三者の関係はど
 のようなものであ
 るかという点であ
 る。三者の分析に
 至る前に、七〇年
 代中葉から生じて
 いる新しい社会変
 容が、どのような
 インパクトを利益
 媒介過程に与えて
 いるかをごく簡単
 にみて行くことに

したい。

(1) 「ネオ・コーポラティズム」については、山口定監訳『現代コーポラティズム・Ⅱ』（木鐸社、一九八四、八六年）、「ネオ・コーポラティズム化」については辻中豊「現代日本政治のコーポラティズム化」『政治過程』（三）嶺書房、一九八六年b）を参照。

(2) 日本生産性本部『構造転換期の労使関係と労組の進路』（一九八七年）一七頁。

五

一 一九七六年以降の媒介過程の変容

石油ショックを転換点として、一九七五年前後からさまざまなレベルで、社会変容が生じたことは既に多くの論者によって議論されている。産業、労働、国際関係、テクノロジー、そして社会意識の変化には著しいものがある。ここで注目したいのは、こうした社会変容が単に労働組合といった工業化社会型の組織に「負」の影響をもたらしたという点だけでなく、また漠然と人々の意識の多様化や保守化を導いたというだけでなく、更にこうした社会変容に対応した「新しい団体」が噴出しており、それが新しい媒介過程の担い手になりつつあるという点である。現在の状況

を保守化と呼ぶかどうかはともかく、こうした新しい団体への対応が保守の復権と何らかの関係を持つことは否定し得ない。

まず、労働組合に対する社会変容の影響を、ごくかいつまんでみてみよう。産業別の雇用者数の変化が、労働の組織率に及ぼした影響は甚大である。高度成長期には、三五年前後を維持してきた組織率は、七五年の三四・七%を転機として、八六年には二八・二%まで急速な低下を引き起している。この原因としては、第三次産業、とりわけサービス及び卸・小売業を中心とする産業の発展と製造業などの二次産業の停滞があることは自明である。一九七三年に三次産業人口（就業者）が過半数を占めるに至って以来、三次産業と一・二次産業人口の差は、ひらくばかりである。また長期の不況によって、製造業などで雇用者の減少があることも、組織率の低下に響いている。

雇用者は、一九七五年から八五年に六五五万人も増えているのに対して、製造業での労組員は四六〇万から四一四万人に減少し、また最も雇用者の伸びの大きいサービス業でも一五五万人から一六八万人に、次いで伸びの大きい卸・小売・金融・保険・不動産業でも一六六万人から一九〇万人になっているにすぎない。こうしたことから、公務を

除くすべての産業分野で組織率は低下したのである。

労働争議が、労働組合の活動量を示す一指標であるかどうかには問題もあるが、日本の労働争議の七五年以降の著しい減少には注目せざるを得ない。このことは他の先進諸国、西ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、アメリカなどと比較する時、明らかに異なる。他の先進諸国でも、七〇年代の中葉以降、労働争議は減少する傾向にあるが、日本の減少ぶりは他との比較を絶したものである。ただそれだけではなく、七五年以前には、景気後退期に労働争議が生じるというパターンがみられたが、そうしたパターンも七五年以降は消失している。

もう一つの指標ともなる賃上げに注目してみよう。一九七五年の「日本型所得政策」以来急速に低下した賃上げ率は、五・八%（名目）の水準で安定したかにみえたが、八六年四・五五%、八七年三・五六%と春闘始まって以来の最低記録を更新している。⁽³⁾これ自体では実質の評価はできないが、労働分配率をみても、他の先進諸国と五、六%から一〇%以上の相違がみられ、なお賃金は低い水準にあると言えるであろう。加えて、春闘の時期に争議等を集中させ、賃上げを勝ち取る、所謂、春闘方式のパターンは、七〇年代中葉以降徐々に崩れ、八〇年代に入り私鉄などがス

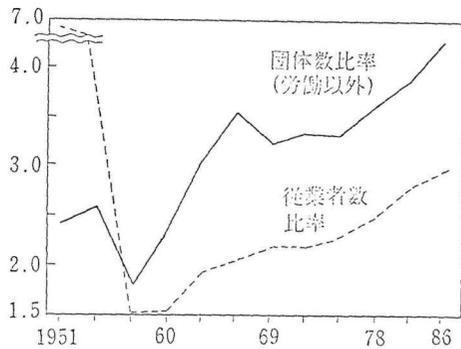
トを止め、また八七年にはJICの中心的役割を担ってきた鉄鋼労連がベアを断念するに及んで、春闘方式自体も存立の危機に立っている。

ついで一九七五年以降の社会変容が、他の団体セクターに対して、どのような影響を与えているのかについてみてみることにしよう。図1のAには、団体の数及び団体従業員数が、全事業所及び全従業員に対して、どのような比率を占めるかについての推移が記され、またBにはそうした団体の増加率の推移が記されている。ここから、一九七五年以降労働団体以外の団体セクターにおいて、新しい団体の噴出が起こっているのが理解される。一九七五年以降の団体の噴出は、実は近代日本における第四次の団体噴出の波である。第一次の噴出は、一九二〇年代後半から四〇年に生じ、第二次の噴出は敗戦直後、そして図1から理解されるように、一九五七年から六六年にかけて第三次の噴出が生じたのである。⁽⁴⁾

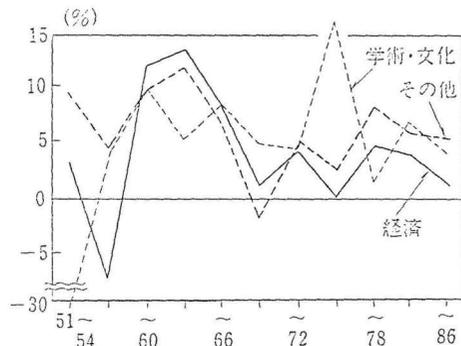
第四次の団体の噴出は、その噴出した団体の性格から、前三次の団体の噴出とは、かなり様相が異なるように思われる。このことに関しては、詳細な検討は別の機会に譲らなければならないが、図からも窺えるように、七五年以降の団体の噴出において顕著なのは、「その他」の団体や学術・

図1

A 団体（数・従業者）の全事業所・全従業者
比率（千当り）



B 団体の増加率（年率換算）



資料『事業所統計』

文化の団体であって、それは設立形態からみれば、財団法人や社団法人、認可法人といった公益性を帯びた法人の形態を採るものも多い（ちなみに、団体の数の上から言えば、一九五一年には経済団体五、四三三、その他の団体一、九四八、学術・文化団体三三三であったのに対し、一九八六年には経済団体一三、三八六、その他の団体一三、九九七、学術・文化団体六七九となり、その他の団体が経済団体を凌駕している）。その他の団体の活動内容を知ることが難し

を払っていることは特筆すべきであろう。さまざまな私的諮問機関や官民の研究會、勉強會、更に研究組合の設立などを通じて、また自民党はさまざまな議員連盟を通じて、こうした新しい媒介過程の団体と接触し吸収しようとしている。それに対し、労働団体が新しい「連合」下において「総合生活開発研究所」（仮称）というシンクタンクを構想しているとはいえず、こうした機関を設置するのに構想以来長い年月を費しているし、また社会党をはじめとする野党

いが、その名称等から推察して、七五年以降の新しい団体には、情報センターやシンクタンク的な性格、またさまざまなセクター間すなわち業实际的性格を持った団体が多いことが分かる。このような新しい団体の特徴を要約すれば、公私の両セクターに股がるグレイゾーン型の団体、また情報化団体と呼ぶことができよう。こうした新しい媒介過程の動きに対して、保守ブロックを形成する自民・官庁・大企業のサイドが、その取り込みもしくは利用に多大の関心

には、このような新しい動向に対応しようとする目立った動きさえみられないのが実状であらう。

要するに、七五年以降のさまざまな社会変容は、単に労働セクターに対して負の影響を与えただけでなく、労働以外の新しい領域で、政府や自民党、企業により親和性のある情報化団体、グリーゾーン団体を多数噴出させているのである。

- (3) 国民春闘共闘やJ.Cの打ち出す対要求額比の獲得率からみても、八〇年代に入り七割で安定しつつあったのが、八六年六五%、八七年五九%と低下している。辻中豊「労働団体」『日本型政策決定の変容』（東洋経済、一九八六年）a) 参照。

- (4) 村松・伊藤・辻中『戦後日本の圧力団体』（東洋経済一九八六年）第二章参照。

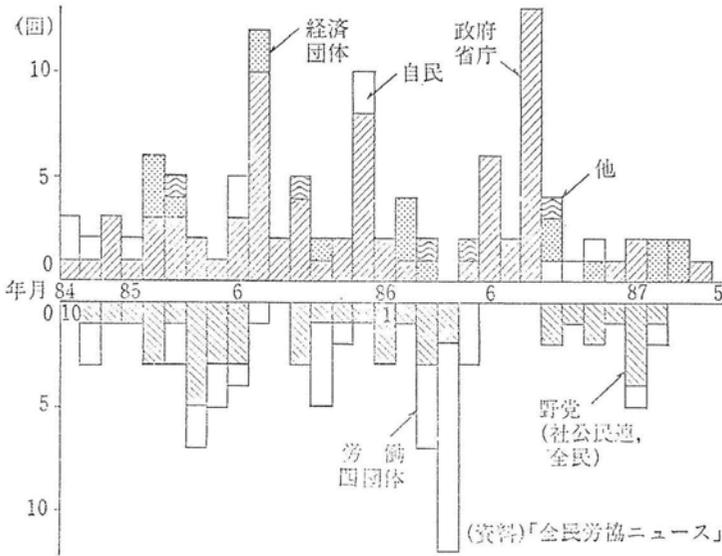
- (5) シビック・トラスト、ナショナル・トラスト等の動きは注目に値する。また、保守側の対応については、辻中豊「社会変容と政策過程の対応」『北九州大学法政論集』一三卷一号。

二 民間労組「連合」への動きと

「連合」系労組の性格

七五年以降の新しい社会変容に、あたかも対応したかのように、七六年の政策推進労組会議に始まる「連合」への動きが始まっている。しかし実は、この動向は六〇年代末に噴出した労戦統一運動の継統であって、基本的に工業化社会に適應した労働セクターの再編成の試みであるとみることができる。六〇年代に高度成長下の工業化によって、鉄鋼、化学、電機、機械、金属、自動車などの製造業の民間大企業労組は、着実にその組織を拡大していった。六五年から七五年にかけて、製造業の組織率は三七・八%から四一・一%にまで上昇している。こうした民間大企業労組は、総評・社会党ブロックの社会変容への不適応とそれ故の政治性、非現実性に飽き足らず、新しいナショナル・センターを形成しようと試みたが（中立労連、同盟、J.C）、いずれも企業別組合の集合体としての限界と、かなりの部分が第二組合としての性格を持っていたことに由来する過度の経営への譲歩、もしくは甘えによって、労働セクター内で主導権を握ることはできなかった。

図2 全労協の接触活動パターン (84.10~87.5)



言い換えれば、現在の「連合」への動きは、いわば二〇年遅れの争点であることに留意すべきである。労働セクターでの「ネジレ」故の弱さを出発点とするこの統合化の動きは、石油ショックと保革伯仲という保守政権の危機が発生することで再燃し、社会協調並びに政策協調を切り札として保守政権と取り引きし、政策・制度要求の実現と政策参加を図り、その実績を梃子として労働セクター内でのヘゲモニーの奪取、そして自らが主導権を握った上での労働界、労働セクターの再編成を行なおうとしたのであった。

ここでは三つの素材から、この「連合」系労組の性格を検討してみたい。第一は、連合の前身として活動している全日本民間労働組合協議会(全労協)の活動パターンであり、第二は連合に流れ込んで行く労働団体を含めて、一九八〇年の時点で行なった団体サーベイ・データの分析であり、最後に、「連合」系の組合員の意識調査である。

全労協の活動(図2)は、基本的には予算に焦点を絞った圧力団体のそれにきわめて類似している。図から窺われるように、例年の概算要求の時期(七月)に政策・制度要求を纏め、政府省庁に圧力活動をかける。更に、十二月の復活折衝の時期にも、自民党及び政府に働きかける。また、予算が国会に提出された後は、野党を通じてその審議

に圧力をかけるといふ方式を採っている。八七年度予算に關しては、売上税問題に絡んで政府・自民党への働きかけは（公式には）殆んどなされなかった。八六年に労働四団体との接触が増しているのは、「連合」形成へ向けての折衝活動がなされたからである。

八四年十月から八七年五月までの時期の総接触協議回数は、一八六にのぼり、内訳は政府省庁七四、野党四四、労働団体三四、財界団体一九、自民党一〇、その他五となっている。もう少し詳しくみれば、労働省との折衝が第一位で一八回、第二位は社公民連という野党四党との会談一四回であり、第三位は通産省一一回、次いで経企庁一〇回、民社党、日経連八回、公明党七回、厚生省六回、官房長官、日商、社会党、大蔵省各五回、健康保険組合連合会四回などとなっている。

自民党に対して他の政党と匹敵する回数の接触をしていること、また一一の省庁と接触していること、経済四団体のいずれもと接触していることなどから、この団体が完全に従来のブロックをこえた活動をめざしていることが理解されよう。折衝内容に立ち入ることはできないが、次第にその範囲の広がりと共にその内容は、具体的な個別の問題に立ち入っていることが理解される。儀礼的な折衝から実

務的な折衝へと進んだとみることができるといふことができる。（印象的には、少しその扱いが軽くなっているようにもみうけられる。）

次に、この全民労協を構成する諸単産（連合体も含む）の幹部に対して、八〇年の時点で行なったサーベイ調査のデータをみてみよう。この時点では、全民労協は結成されておらず、当時存在した統一推進会に対する態度で、調査した五二労組を「連合」系と非「連合」系に分けて、値を比較したものである。このサーベイの結果からも、全民労協と同様に単産レベルにおいても、大衆運動重視から予算・圧力活動重視へ、野党とのブロックから自民党との接触へ、更に行政との協調的協議の重視へとという流れがはっきりと現われている。表2に注目してみよう。

ここには比較のために、連合系の労働団体と非連合系の労働団体だけではなく、八つの他の分類の団体の結果も示されている。このうち福祉、行政関係、教育、農業などの団体が、典型的な予算・圧力活動団体である。これとの類似に注目しながら、連合系の値をみていくことにしよう。表から明らかのように、活動の有効な方向として政策実現をあげる比率は、非連合系より二〇ポイント以上も多く、また「予算活動をする」と答えた団体の比率も九割に及び、他の予算団体と類似の傾向を示している。他方で、大衆運

表2 「連合」系労組の性格 (1)

	活動の有効な方向(政策実現)	予算活動(する)	定期的政策協議(新規事業あり)	大衆戦術指数	自民党との接触指数	自民党との接触点(政調会)	N
農業	74%	91	61	3.7	7.3	44	23
福祉	70	97	53	2.8	7.0	30	30
経済	55	66	39	1.5	6.8	24	88
労働	46	79	65	4.3	2.9	25	52
行政	80	93	40	2.7	7.5	20	15
教育	83	100	58	2.5	7.7	50	12
専門	67	67	56	2.9	7.0	22	9
市政	32	63	37	4.1	3.9	11	19
その他	25	25	0	—	5.6	0	4
全体	58	77	49	2.8	6.0	27	252
「連合」系	58	89	81	3.1	3.1	46	26
非「連合」系	35	69	50	5.5	4.4 2.7	4	26
	Q42	Q31	Q22	Q32	Q25	Q28	

(資料) 団体調査(1980, 4)

動に力点を置く戦術はやや低めの数字になっており、非連合系の高さとして著しい対照をなしている。定期的な政策協議でも、三〇ポイントの差があり、他の分類に比しても最高の高さである。自民党との接触はなお低い値に留まっているが、自民党との接触点を聞いた設問では、興味深い結果が出てくる。連合系は接触点として、「政調会」をあげることが多く、約半分に達している。非連合系の団体も自民党とは接触する必要があるのだが、その際この非連合系では「国会委員会の議員」という答えが最高を占めている。同じく自民党の議員と接触しても、自民党の内部の政策形成機関と接触するという意識を持つか否かという点に、両者の著しい対照が現われており、自民党に対する意識の違いをみてとることが出来る。

次に、表3を見てみよう。これは、行政や政府との関係を聞いた設問群である。第一の首相との接触比率であるがこの当時はまだ第二臨調発足以前であり、本格的な連合系労組と自民党との協力関係が表面化する以前であったにもかかわらず、この時点で既に四割に近い団体が首相との接触を答えており、相当高い比率である。大臣、次官級を含む高レベルの活動についても、連合系の値は極めて高い。行政協議を行なう程度も、やや高くなっている。また審議

表3 「連合」系労組の性格(2)

	首相との接 触(ある程 度以上)	高レベル高 活動(ある 程度以上)	行政協議度	協議機関と の対立度	見交換(し ている) 行政との意	行政への協 力支持(し ている)	審議会へ委 員(送って いる)	行政信頼度	政府の役割 遂行への評 価	政策影響力 評価	N
農 業	30%	5.4	6.0	4.7	95%	86	73	7.8	5.4	6.3	23
福 祉	17	4.2	6.4	5.6	80	80	50	7.8	5.0	6.2	30
経 済	13	4.2	6.4	5.5	95	76	75	8.0	5.6	5.9	88
労 働	23	5.3	4.2	6.9	64	41	69	5.5	4.0	5.8	52
行 政	33	5.3	7.2	4.7	87	86	67	8.3	6.2	7.2	15
教 育	50	5.8	8.6	5.2	83	83	75	8.6	6.0	7.3	12
専 門	22	5.6	7.5	7.2	78	78	89	6.7	5.3	7.2	9
市 政	16	3.9	3.6	6.7	42	21	53	3.4	3.5	6.1	19
他	25	2.5	2.5	5.0	50	25	50	6.7	6.7	5.8	4
全 体	21	4.7	5.8	5.6	80	66	68	7.1	5.1	6.2	252
「連合」系	39	6.3	5.0	6.4	85	56	85	6.4	4.4	5.9	26
非「連合」系	8	4.4	3.5	7.5	42	27	54	4.6	3.6	5.8	26
	Q21	Q21	Q20	Q20-3	Q12-1	Q12-2	Q12-3	Q33	Q55	Q45	

会への委員の派遣も、非連合系と連合系の間には三〇ポイントの差があり、また連合系の八五%という値は他の分類と比べても第二位であり、高い。審議会の委員に関しては、連合系団体の中核である鉄鋼労連出身の宮田義一が、産労懇の席上で委員割り当ての要求をした(第四八回会議)と

ともあり、事実七〇年代の中葉以降、民間労働組合に対する割り当ては相当数増えている。

協議機関との対立度や行政への協力支持、行政への信頼度、政府の役割遂行への評価などは、こうした団体がどの程度協調性を持っているかを示す一つの尺度となる。いず

れにおいても、他の団体分類ほどにはなお協調性は高くないが、非連合系と較べた場合、連合系の協調性はかなり際立っていると言えよう。最後の政策影響力の評価において、連合、非連合両者の値が変わらないことは、この時点ではまだ連合系も、十分な政策での満足を得ていないことを示している。

七五年からこの調査の行なわれた八〇年までは、連合系労組と自民党政府の協力関係は、賃金決定をめぐる公式の「所得政策」なき所得政策及び、地方自治体選挙のレベルで進んでいたのであるが、八〇年八月に政推会議が「臨調」の設置などの提言をもちこんだ「行革推進」提言を行うや、第二臨調には金杉秀信（造船重機）を委員に、山田精吾（ゼンセン）を専門委員に送り込み、積極的な行革推進キャンペーンをはりつつ、その後は臨調関連審議会、臨教審や首相関連私的諮問機関などの政府の公私の中核的政策決定機関において、協調関係を取り結んでいくのである。すなわち、この調査の時点（八〇年四月）はちょうど社会協調から本格的政策協調への転換点であったといえる。

連合系の民間大企業の単産や全民労協の動きに対して、そうした労組の構成員はどのような意識を持っているのであろうか。詳しい検討は別の機会に譲り、ここでは政党支

表4 労働組合員の政党支持（民間大企業労組）（%）

(A)					(B)			
	1964	1968	1978	1982	電機 (85)	鉄鋼 (85)	ゼンセン (86)	自動車 (86)
自民	10.0	9.2	11.7	10.1	12.9	16.1	9.2	15.6
新自ク			2.1	1.2				
社会	42.1	28.4	28.3	19.2	27.2	10.2	2.8	6.3
民社	4.0	5.4	10.3	13.6	2.4	11.2	49.5	38.0
社民連			1.0	0.7	0.2	0.4	0.3	0.5
公明	1.7	3.1	1.5	2.7	1.9	1.7	2.3	1.8
共産	2.3	4.2	2.2	3.0	0.7	0.6	0.8	0.7
他	—	0.3	—	—	4.3	0.6	—	3.4
支持党無	21.7	27.4	42.7	47.8	49.8	53.3	32.2	32.8
			保守系(10.1)	(11.9)				
			革新系(12.7)	(15.3)				
無関心	8.0	8.7	—	—				
DK	8.1	—	—	—				
NA	2.1	13.1	2.2	1.7	0.6	5.9	2.9	0.9

(資料)『労働調査協議会共同調査』、『週刊労働ニュース』

持に関してだけみておくことにしたい。表4の左側に示したのは、労働調査協議会がいくつかの民間労組を網羅して行なった共同調査である。個々の調査はそれぞれ、対象労組を少しずつ変えており、また質問表も必ずしも同一でないため、厳密な比較はできないが、傾向を読みとることはできよう。また右側に記したのは、ここ一、二年に行なわれた主要な民間大企業労組の単産レベルでの政党支持結果である。

表4(A)の部分の時系列の推移からは、社会党に対する労組員の支持が六〇年代に急速に失われ、四二%から二八%まで急落し、その後七八年から八二年にかけて再び、一〇ポイント近い低下を起したことが理解される。自民党に対する支持の変化は、わずかな増加にとどまっているが、民社党がその分上昇したことが分かる。また支持政党なしも、増加の一途にある。右側(B)の部分の電機、鉄鋼、ゼンセン、自動車という四つの有力な民間単産での意識調査は、それぞれ従来の支持関係を反映して、かなりののばらつきを示している。鉄鋼や自動車での自民党支持率の高さは印象的であるが、それよりも重要なのは、民社党の支持者において自民党に対する容認率が極めて高い(六二・五%)という自動車総連の組合員調査の結果である。自民党に対する容

認は、七八年の労働調査において、望ましい政権イメージの第一位が自・社を含む保革連立(二〇・五%)であり、第二位の革保連立(自民を含まず)の一〇・八%を大きく引き離れたことにも現われている。

このように労働組合員のレベルにおいても、全民労働や単産の動向、自民党との協調的行動を反映して、次第に自民党に対する支持率もしくは容認率が上昇して来ているのである。(ちなみに、組合員以外も含むホワイトカラーの自民党支持率をみれば、七五年の三四%から八〇年の四三%へ、ブルーカラーでは三二%から四〇%へ、グレイカラーでは三八%から四五%へと着実な自民化の進展がみられる。八〇年には自民党支持者の四九%はこのような広義の労働者から構成されている。)

以上の分析から全民労働や連合系労組が、協調的な予算圧力団体としての性格を強めていること、民間大企業労組員でも着実に自民党容認への動きがみられることが確認できよう。

(6) 全般的分析は前掲『戦後日本の圧力団体』参照。

(7) 矢加部勝美編『全民労働の研究』(日本生産性本部、一九八五年)も参照。

(8) 辻中豊、前掲(一九八六年b)二五〇―二五二頁。

(9) 『週刊労働ニュース』第1263号。

(10) 三宅一郎『政党支持の分析』(創文社、一九八五年)

一六頁。

三 「第二期自民党」の戦略

——八六年体制へ至る道——

次に民間労組の自民党への接近に対し、自民党自身はそれをどのように考え、自らの戦略に組み込んできたかを検討してみよう。主として、一九七五年以降の自民党の運動方針案をその材料として用いよう。

表5は、『自由民主』に掲載された自民党の各年の運動方針案、並びにそれに付随する報告を基に、自民党の労働セクター並びに労働組合に対する態度を纏めたものである。各年度の欄には、首相並びに幹事長、そしてそれに関連した報告を行なった党幹部の名前が記してある。どのような箇所での労働に関する問題が触れられたかが分かるように、項目別に整理し、そしてそこで労働及び労働組合に対して中立的もしくは肯定的な記述または表明(＋表示)がなされたのか、それとも非難の色彩を含んだ批判的言明(－表示)がなされているのかを分析し、その行数を数え、記してある。限られた材料に基づくラフな分析ではあるが、しかし

かなりはつきりと自民党の労働に対する態度の変化をここから読み取ることができるのである。

まず、図3に注目してみよう。これは、中立的・肯定的表現と非難及び批判的表現の行数をグラフに表わしたものである。両者の関係によって、三つの時に区分することができる。七五・七六年は第一期であり、この時期には非難の表現が、圧倒的に中立的・肯定的表現に勝っている。七七年から八一年にかけて、急速に非難の色彩は減少し、逆に中立的・肯定的表現は数を増していく。この時期が第二期である。第三期は八二年以降であり、それは現在まで続く。ここでは労働に関する表現は、極端に減少して行き、代ってサラリーマンに関する表現が目につくようになる。

この三つの時期を貫いて、自民党にとって労働は、次の三つの点から重要な「組み込み」の対象であった。第一に、何度か訪れた「危機的状况」に対し、如何にそれを回避するかという問題であり、第二に、保革伯仲に象徴されるような支持基盤の衰えを如何に労働を組み込む形で再編し、「都市型の国民政党」に脱皮するかという問題であり、第三に、それと関連して新しい政策ビジョンを打ち出し、それに如何に協調的パートナーを獲得するかという点である。

表5 自民党の運動方針における労働の位置 一九七五〜八七(資料『自由民主』)

一九七五(三木・中曽根)	
①国内情勢	大幅賃上げ……独善的 一19+2
②運動目標	「二国民生活安定……『国民経済的視野』必要 +5
「勤労者」施策充実、違法スト(公労協・日教組)	一5
三正しい教育……	日教組違法スト 一15+1
「労働者はもちろん……対話の機会」	+4 計一39+12
〔活動方針省略のため未検討〕	
一九七六(三木・中曽根)	
①党情報告(中曽根)	「国運を掛けた決戦」公労協スト批判 一25+9
②前文	一7
③国内情勢	サラリーマン、労働者はもちろん国民各層と対話 一23+2
④運動目標	「労働組合も自覚と責任を」一4+35
「日教組……イデオロギー集団」	一20
〔議会政治……〕	「国民政党、勤労者」一27+6
⑤活動方針	「健全な労働運動を進め……職域支部の結成を」
『労働攻勢に対する適切な対応』	一12+5 計一118+57
一九七七(福田・大平・竹下)	
①党情報告……	勤労者、サラリーマン……との連携不十分
②運動方針	「対話と協調」の政治……労働組合代表をはじめ……
勤労者サラリーマン団体……	対話シリーズを实践」+3
『違法行為に毅然と対処』	「春闘対策について」一8+27
『違法スト対策について』	一28+7
対話集会+2	成熟社会、イデオロギー対立なくなる
③活動方針	都市組織の確立、勤労者、健全な労働運動+3
『労働運動に対する適切な対応』	一6+9
『労働運動の健全化、正常化をはかる運動』	一7
	計一49+49
一九七八(福田・大平)	
①前文	「労組代表……をふくめた……」ビジョン審議会」+3
②運動方針	「労組幹部とも積極的に話し合い」+2
「教員の違法ストの排除」	一8
「革新自治……労組ヤミ専従給与」	一9
③活動方針	「労働運動に対する適切な対応」一8+5
教育正常化	
	計一20+19
一九七九(大平・斎藤・足立)	
①起草委員長説明	労働運動「認識、産業労働者の支持率46%、
「友好関係もつ労組」芽生え、我が党と「勇気をもって手を	
握ろうとする現実路線の息吹」	+14
②運動方針	「暴力行為を一掃し違法ストを排除しよう」一14+4
③活動方針	「健全な労働運動の推進」+1
計一14+19	
一九八〇(大平・桜内・海部)	
①起草委員長説明	「労組……など……」やや異質の存在と見たり近寄り
「難い存在……積極的交流……提携の輪」	+8
②前文	「新たな連携、新たな結合の可能性……とりわけ、各種の消費団
体、労働組合・団体、市民団体等の勢力を、大胆にその対象」	+6
③運動方針	「産業労働者の支持、良識ある労組……とりわけ民間」+7
「国民的合意基盤の拡大のため……労働組合・団体……連携強化」	
「現実路線労組と「定期協議会」へ、協力」と「基盤拡大」	
日常的に労働層へ「積極的な働きかけ」必要	
④活動方針	「健全な労働運動の推進」+4
日教組の革命教育	+4
計一48	一3
一九八一(鈴木・桜内・伊藤)	
①基調	「物価安定は、労働組合の節度ある態度に負う」+4

②運動方針 民間労……「心から敬意」、同日選任勝↑民間労協議
ニエネルギー問題にも……協力よびかけ 13

『企業 民間労組 消費者団体とも手を携へ、国民生活を防衛
しよう』安定成長の要因の一つ「勤勉性と健全な労使関係」「大
企業労組」での支持、「政策推進労組会議」 47

③活動方針「労働組合との積極的な交流と協議機関の設置」17
「着実にして実効性のある運動、労働団体との協議」「地方」へ
日教組 13 計171-3

一九八二（鈴木・二階堂・加藤六）

①説明 「サラリーマン層が自由社会をまもる」よう働き掛け(15)

②基調 「サラリーマン階層は……国の活力の中心」(17) 12

③運動方針「サラリーマンの活力を党活動に直結しよう」サラリーマン
の五〇%の支持、「職場、職域における党組織の窓口の拡大」
「行財政改革の推進」のため「労働諸団体との接触をより密に」
(129) +6 15

④活動方針「会社中堅幹部との懇談会の開催」(16) +6
『労働団体との対話活動の推進』『政策推進労働組合会議等と』

『教育正常化』違法争議 4 計12(140) 11

一九八三（中曾根・二階堂・中堅）

①基調 「サラリーマン層に重点をおいた新規党員の獲得」(13)

②運動方針「青年・婦人・サラリーマンに支持される党を築こう」
「サラリーマン層の意見を党の政策立案過程に直接反映させる
途をひろく」 (133) +2 (12)

③活動方針「サラリーマン・労働組合との対話活動の推進」
「職場支部」1300余強化 10 +2

「教組の偏向」1 計14 (147) 11

一九八四（中曾根・田中六・砂田）

①党情報告 比例選に伴う「職域党員の増加……サラリーマン」(12)

職域支部 232業種、1591支部 140万/248

万人、五五%

②説明 「サラリーマン層への積極的なアプローチ」(12)

③運動方針 「サラリーマン層へ重点をおいた党勢拡大」(13)

④活動方針 「サラリーマン層との連携強化」
「サラリーマン政策を推進する会(仮称)」を開催 (17) +2

「総評、同盟をはじめ全民労協とも対話」 計12 (119)

一九八五（中曾根・金丸・佐藤隆）

①活動方針「サラリーマン層の……獲得」(12) 職域支部 1651、
党員の二分の一

「サラリーマン政策を推進する会……開催」(11)

「職域支部要綱」策定 日教組 12 計(13) 12

一九八六（中曾根・金丸）

①活動方針「サラリーマン層への入党促進」(11)

「職域支部の整備と強化」2435支部 250万 (13)

「全国組織委員会の中に、サラリーマン問題連絡協議会を設ける」
計(14)

一九八七（中曾根・竹下・瓦）

①委員長説明「青年・婦人・サラリーマンへの働きかけを強化」(11)

「偏向教育……日教組」14 (12)

②活動方針「職域支部」二四五五支部（地域支部二七二八）(党員圧倒的
職域)

「八六体制の出現……サラリーマンをとりこむことが出来た
ならば、新しい政治の流れは不動」(18)

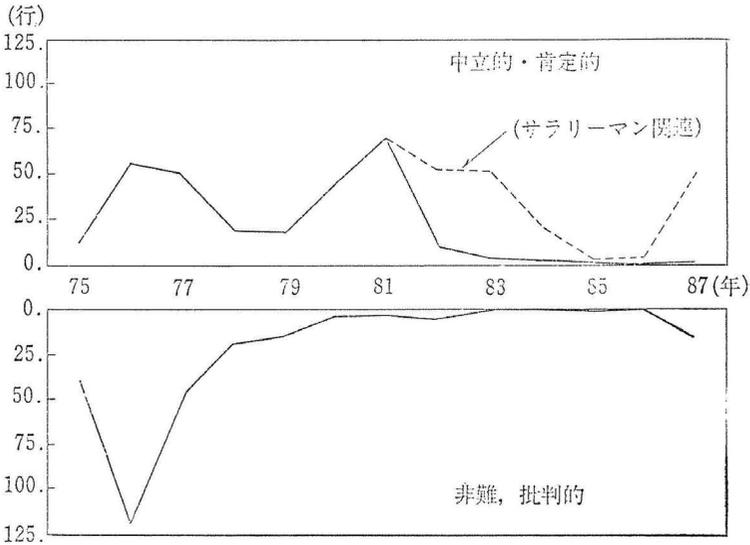
「党員獲得……サラリーマン層への対応」「研修」(15)

「サラリーマンとの対話活動の促進」(18) +1

「また、労働組合への接触、対話を引きつづき推進」
「教育委員長公選運動の阻止」「日教組、自治労」 16

計(148) +2 16

図3 自民党運動方針における「労働」関連の表現 (1975~87)



資料『自由民主』各年、但75年版では「活動方針」が省略されており、データは不完全である

それぞれの時期における重点は、異なる。

もう少し詳しく、時期別に労働と自民党の関係についてみてみることにしよう。第一期すなわち七六年末までの時期は、まさに自民党結党以来の危機であった。七三年末の石油ショック、それに続く狂乱物価、また買い占めなどに端を発した大企業批判の噴出、田中首相の金脈退陣、そして公労協のスト権スト、三木内閣と拳党協との抗争、最後に衆議院過半数割れを起こしたロッキード選挙。自民党にとっての危機は、七七年福田内閣下での党総裁予備選挙規定を含む党改革案の決定（七七年四月）の頃まで続いた。

自民党の支持率は、この時期のかなりの期間で野党全体の支持率を下回っている。⁽¹⁾

第一期の運動方針には、自民党の危機に乗じて政権打倒を願う社・共、総評、公労協、民主平和市民運動のブロックに対する強烈な批判の言葉で満ちている。中心となるのは、スト権ストを構えた公労協及び日教組、更に大幅賃上げを標榜する国民春闘共闘会議に対する非難である。公労協が前面に出た闘いを正面から批判することによって、自民党は民間大企業労組のネジレの感覚に応答しつつ、七五年春闘での宮田（JC）及び天池（同盟）の春闘方式批判を高く評価したのである。

七七年から八一年に至る第二の時期は、こうした民間大企業労組と自民党との社会（政策）協調が、運動方針に濃厚に反映した時期である。これを刺激したのは、七六年及び七九年選挙における自民党の敗北であったことは言うまでもない。自民党は、支持基盤再編の手がかり並びに社会（政策）協調の相手を、七五年春開以来協調関係を深めている民間大企業労組、その新しい連合体である政策推進労組会議に求めたのである。運動方針案には、労組を含めた「対話」や「ビジョン審議会」といった表現が見られるし我が党と「勇気をもって手を握ろうとする現実路線」への賞賛も見られる。こうした両者の協調関係がピークに達したのは、七九年選挙敗北直後の八〇年の運動方針案である。ここでは、政策推進労組会議を念頭に置いた上で、そうした労組との大胆な「連繫」・「結合」の可能性を求め、そして定期協議会を開催することが謳われている。八〇年には、自民党の支持率は相当回復し、労働者層の支持率も高まっている。そして自民党は、危機回復のシナリオを行財政改革という型で定式化しつつあった。それに呼応する形で、政推会議に結集している民間労組は、行革推進の具体的提言を行う。このように自民党と民間大企業労組の密月関係は最高潮に達し、八〇年選挙での自民党の大勝利の

原動力として、八一年の運動方針案は両者の協議の成果を誇ったのである。

しかし、着実な「保守回帰」は、自民党の労働に対する態度を再び変更させることになる。八二年以降の運動方針には、まず「象徴」としてサラリーマンを重視するという態度が現われる。続いて、民間労組ではなく、それ以外の媒体、具体的には会社中堅幹部との会合や、職場を基盤とする「職域支部」というものがクローズ・アップされて来る。とりわけ職域支部は、総裁予備選制の導入や参議院比例代表制の導入などを契機としながら、飛躍的な拡大を遂げ、一九八四年には党員の五五%、一四〇万人がこの支部を通じて組織されるようになる。サラリーマン新党や税金党の二度の選挙での健闘が、これを刺激したことは言うまでもない。他方で、八二年に結成された全民労協は、そうしたサラリーマンとの媒体の一つとしての地位を与えられることになる。

既に触れたように八一年からはじまる臨調路線において、民間労組の幹部が重用され、八二年の中曾根内閣において、そのブレインに何人かの労組幹部が用いられたことも、留意しておくべきであろう。しかし、民間大企業労組の地位は、その政策協調路線、自民党との接近の「成功」によっ

て逆に低下していくことになったのである。

中曾根首相が八六選挙の大勝利の後に、高らかに謳い上げた「八六年体制」において、重要な組み込みの相手と考えられているのは、層としてのサラリーマンであって、民間大企業労組そのものではないように見受けられる。

その後の経過をみれば、売上税問題での八七年地方選挙敗北に見られるように、自民党のサラリーマンを把握する媒体の確立はなお十分ではないし、その政策的基盤も十分とは言えないことが分かる。とはいえ、自民党が民間労組と協調していくにあたって念頭においた、危機の回避、支持基盤の拡大、新政策ビジョンへの協力は、ほぼすべて獲得されたのであり、その帰結こそ八六選挙での大勝利に見られる「保守回帰」であった。

(11) 岡本宏・馬場正人「政党支持の流れと変化」『日本人の政治感覚』(出光書店、一九八二年)。

四 労働行政の復権？

さて最後に、労働と政府の間にもどのような関係の変化が生じているかをみてみることにしよう。それは、政策・制度要求を掲げて来た民間労組のパフォーマンスを見ること

にもなろうし、自民党と労働の関係がどのような形で政府に反映しているかについて知ることにもなるであろう。

ただここでは、政府・省庁全体に分析を及ぼすことはできない。既に見たように、全民労協は、労働省一八回を筆頭に通産、経企、厚生など十一の省庁に互って接触活動を行なっていたし、最近では総務庁統計局や日銀なども接触をはじめている。このうち、労働省とは新労政会議、通産省とは労働問題政策会議、中小企業問題定期会合、経企庁とは物価問題定期会合、厚生省とは、社会保障問題定期会合、建設省とは住宅政策関連会議といった定期的会合の場を設けている。ここでは、労働組合が最も頻繁に接触し、政府省庁全体に対する窓口ともなっている労働省に注目してみることにしよう。

まず指摘できるのは、労働省がその相対的地位を上昇させているかのように見えることである。次の表6は、一九八五年に行なった「第二回行政エリート調査」(末尾の付記参照)において、「あなたの省(庁)の地位は、十年前と比べて政府全体の中でどう変化しましたでしょうか」と聞いたものである。ここで労働省の官僚は、厚生省、建設省に次いで、省の地位の上昇を答える比率が高い(五二%)。

この理由としては、いくつかのことが考えられる。第一

表6 あなたの省(庁)の地位は、10年前(1970年)と比べて政府全体の中でどう変化したでしょうか

		(N)	1 かなり 上昇した	2 ある程度 上昇した	3 あまり変 わらない	4 ある程度 低下した	5 かなり低 下した	(NA)
厚 建 労	生	41	22	51	24	2	—	—
	設	31	13	58	23	7	—	—
	働	27	4	48	30	19	—	—
通 自 経 農 大	産	40	3	40	45	8	3	3
	治	16	—	31	56	13	—	—
	企	21	—	14	57	29	—	—
	水 蔵	34 41	— —	3 2	12 44	82 51	3 2	— —
全 体	251	6	31	34	27	1	0.4	

(資料)「第二回行政エリート調査」(1985, 11) Q29

に、高度成長期における労使関係の制度化・安定化に伴って、六〇年代の後半から七〇年代の前半にかけて、労働省の地位は著しく低下していたことである。この時期には、労働省の無用論すら唱えられるのであった。それに対して、七〇年代の中葉から労使関係が不安定化し、その調整役としての地位が上昇したとみることができるとも、また雇用問題も、高度成長期には一%台前半であった失業率が七六年に二%台に上昇し、そして八七年一月には三%台に突入している。政府首脳や自民党内にも、こうした雇用の危機の深刻化に対する危機感が深いと伝えられている。更に、自民党のサラリーマン層への接近に伴い、労働保険や労働者の住宅問題、更に勤労者財形貯蓄制度などへの理解も深まっている。

「あなたの省の意向や政策は、十年前と比べて大蔵省に認められ易くなりましたか」と聞いた質問に対しても、労働省の官僚は四四%が「ある程度」以上良くなったと答えており、この比率は建設省の五二%に次いで、調査八省庁の中、第二位を占めている。

このようにサーベイ調査に見る限り、労働省の地位は大幅に改善されたように見えるが、表7から分かるように、労働省関係予算が全体の予算に占める比率はなお低いもの

表7 労働省関係予算比率の推移

(%)

年 度	一般会計	補助金	特別会計
1960	2.35	6.63*	2.95
1965	2.40	5.93	4.13
1970	1.44	3.04	2.76
1975	1.73	1.54	3.72
1980	1.04	1.01	2.93
1985	0.94	0.69	2.90

(注) 補助金は狭義の補助金、特別会計は労働保険特別会計(1972年以前は労働者災害補償保険、失業保険)の特別会計予算総額に対する割合、*印は1961年

(資料) 『財政統計』他

であり、一般会計及び補助金に關しては、その比率の低下すら止まっていない。唯一ほほ現状を維持しているのは、特別会計すなわち労働保険会計だけである。ただ、一般会計及び補助金の比

率の減少も、七五年以降はやや弱まる傾向にある。

労働省の地位の上昇が、調整的、情報交換的なものとすれば、予算の中にその地位の上昇をみるのは難しいのかもしれない。そこで次に、労働大臣の私的諮問機関であり、政・労・使・学四者の懇談の場である産業労働懇話会(註)に注目してみよう。産労懇は、一九七〇年に設立されたが、その役割は七五年春闘を迎えるまでは殆んど注目されて来なかった。七五年春闘——七四年の狂乱物価下の春闘において、三割を越える賃上げをみたために、驚愕した政

府と経営側は公式の所得政策を行なうことなく所得ガイドラインを打ち出し、賃金の抑制に取りかかった——において、産労懇は重要な役割を果たしたとされる。この時期以降産労懇は、いくつかのステップを経て強化されて来ている。第一に、一九七五年の第四八回会合以来ほぼ年一ないし二度、首相が出席することになったことであり、第二に第六三、六四回での格上げ提案(宮田委員)をうけて、一九七七年からは、産労懇の懇談事項は閣議で報告され、また閣連した大臣が出席するようになったことである。第三に、景気後退期には、経済企画庁長官や関係局長がほぼ毎回出席するようになり、経済に整合した労働の政策要求を求めたことである。

このようにして、産労懇は現在では、実質的には首相の私的諮問機関となったとされ、その審議内容も極めて実質的なものになっているとされる。

次に注目すべきなのは、労働省から見た「自民党と社会党の政策の違い」についてである。ここで、労働省の官僚は、五九%が「かなり」以上の違いがあると答えているのであるが、この値自体は他の省庁と比べて、平均的な高さには止まっている。「非常に違いがある。」と答えた比率(十一%)は少ない方から二番目である。ここから推察される

のは、自民党は労働政策に対して極めて冷淡であるという通説的な考え方は、実は近年では当てはまらないのではないかとということである。七五年以降の社会変容下において、自民党は徐々に労働者をとりこむという観点にたつて労働政策に取り組むようになって来ており、とりわけサラリーマンを取り込むとする新政策への意欲はなみなみならぬものがあると思われる。その結果として、自民党の政策が、社会党などが従来掲げていたプロ・レイバーなものに近づいて来たとみることができるのである。それとは逆に、社会党をはじめとする野党は、運動方針案等を検討してみても、実に貧弱な労働政策しか打ち出していないことが理解できるのである。

以上の結果として、労働省の政策に対する「影響力」や「協力関係」をもつ相手や「調整困難」な相手に関する回答は、実に興味深いものとなっている。表8に注目してみよう。労働省の政策形成や執行について、省外で最も強い影響力を持つのは「族議員」となっており、また「政調会」の比率も高い。合計して、七割に達している。この高さは、厚生省や農水省など族議員の本場と考えられる省庁に続く高さ（四位）である。また、協力関係についても、第一位に族議員をあげる比率が極めて高い。これも、厚生省、建

表8 労働省と他の政治アクター

（%）

影響力 （第一位+第二位） 〔 〕 内は十年前	協力 （第一位+第二位）	調整困難 （第一位+第二位）
①族議員 44.4 [40.7]	①族議員 62.9	①野党 44.4
②大蔵省 25.9 [33.3]	②審議会 33.3	②他省庁 44.4
③政調会 25.9 [18.5]	③政調会 29.6	③大蔵省 33.3
④関係団体 22.2 [25.9]	④マスコミ 7.4	④関係団体 18.5
⑤与党首脳 14.8 [11.1]	⑤与党首脳 7.4	⑤審議会 14.8

〔資料〕「第二回行政エリート調査」(1985, 11) Q24, Q25, Q26, Q27

設省、農水省に次いで第四位であり、政調会の高さは農水省に次いで第二位を示している。それに対して、調整困難な相手としては第一位に野党があげられており、この比率は厚生省、自治省に次ぐ高さである。

最近の族に対する研究¹³でも、労働族が一つのまとまりとして捉えられており、一九八三年にはサラリーマン問題議員連盟が設立され、相当数の都市議員を集めている。

以上の労働省及び労働行政への分析から、どのようなことが言え

るであろうか。確かに予算などの面からみれば、労働行政の復権と言うにはほど遠い状況にあるように見える。しかし、調整及び情報官庁としての地位は、かなり明確に上昇しつつあるようだ。内需拡大や労働時間の短縮、更に高齢化、女性化、雇用の流動化、失業率の上昇など数多くの問題が労働省に突き付けられており、単に内政問題としてだけではなく、国際的な摩擦とも関連して、労働省の役割やその地位は重要になりつつある。もう一点注目すべきなのは、自民党が労働行政のパイプとしても、重要になりつつあるということである。従来からも労働省出身議員を中心に、ある意味で言えば、受身のパイプが存在していたわけだが、最近ではそれが徐々に積極的な政策開拓のパイプに転換しつつあると言えよう。それに対し、野党の役割はやはり反対政党としてのそれである。民間労組の掲げた政策・制度要求のパフォーマンス自体は、この分析からだけでは十分な証拠を引き出すことはできなかった。

(12) 労働省に関する叙述は、労働省官僚他へのヒアリングに基づく部分がある。産労懇については辻中前掲(八六年b)二五六―二六〇頁参照。

(13) 七五春閣時の「日本型所得政策」については新川敏光「一九七五年春閣と経済危機管理」『日本政治の争点』(三

一書房、一九八四年)が優れた分析を行なっている。
(14) 産労懇や他の審議会への労働の参加が有効性をまずには政策能力の強化(スタッフ養成やシンクタンク等)が必要だが、それははなはだ不十分であり、その結果、参加は名目的なレベルにとどまっているようだ。

(15) 猪口孝・岩井奉信『族議員の研究』(日本経済新聞社、一九八七年)

結び

一九七五年以降の社会変容の中で、民間大企業労組の「連合」への道が始まり、自らの労働セクターでのヘゲモニーの獲得と統合をめざしたこの戦略——ネオ・コーポラティズム化戦略——は、労働団体の性格を協同的予算圧力団体にかえた。従来の野党とのブロックをこえた自民への接近、政府省庁への圧力活動は、労組員の保守化に見合い、またそれを促すものであった。

結党以来最大の危機(七四―七七年)に、民間大企業労組からの助力を得た自民党は、一定の政策参加ポストを譲歩しつつ、都市型国民政党内の脱皮をもくろみ、党改革を急いだ。産労懇の強化、審議会ポスト増、さらに臨調型審議会や中曽根首相の私的諮問機関への参加が、民間大企業

労組の主張にそって受け入れられた。七五年以降の社会変容による「革新化」の停滞、総裁予備選の成功、第二期自民党ビジョンの定立などによって自信を回復しつつあった自民党は、八〇年同日選勝利を機に、サラリーマン層への新媒体組織の本格的開拓へと向い、民間労組はその一部を担うものとしてその相対的地位を下げていった。

民間大企業労組の「連合」化の軸となった政策制度要求の実績を測ることは難しい。労働者の予算比率は相変わらず低減の一途だが、その調整的情報的役割は重要になっていくようだ。労働省の政策を鏡にみれば、自民党が族を形づくったり議連を設けて積極的にこの分野の政策すら自家薬籠中のものとしようとしているのに対し、逆に社会党の情性的な態度が浮かび上がる。

民間大企業労組・自民党・政府省庁（労働省）の関係は、この十年余りですっかり、協調的予算圧力団体のそれに変ったように見える。それがしかし三大セクター（経済・労働・農業）の一つとしての関係というより、一つの業界団体のそれにいくぶん近いように見えるのは、労働セクター全体としての力が衰え、しかも「連合」が未発足のためであらうか。（但し要求の再配分的性格は残っている。）

民間大企業労組のネオ・コーポラティズム化戦略の帰結

は何であったらうか。労働セクターの統合化という点では、今年十一月に「連合」が発足する。民間労組の「集中」はこれで相当前進するだろう。政策参加という点でも、既に述べてきたように中枢に近いレベルまで参与する労組幹部が存在するに至った。

しかし、集中に伴うべき権限、機能の集権化——豊かな財政力や組織力——はなお今後に委ねられている。また参加を実効あるものにする政策能力の強化についても同じである。さらに取り引きの手段でもあり方法でもある社会協調について、近年「譲歩しすぎ」との声が連合系内の労組幹部からも生じている。

更に、この戦略のプロセスで、労働セクター内のヘゲモニー獲得のために払った代償——公労協の解体など——は、実に大きな影響を残した。端的にいえば労働セクター全体の活力の低下である。ここ一、二年、表1に示したように国労、合化、全国一般、日教組など総評系の主要単産では、組織分裂や内部対立の激化などの問題が噴出してきている。それは、このプロセスの摩擦の一齣にすぎない。

そして以上の帰結は、八六年選挙の結果にみごとに反映したのである。

八六年選挙によって、ネオ・コーポラティズム化戦略は

転機を迎えた。統合と参加の切り札として用いてきた社会政策協調は、その交換価値を著しく低下させ、ほとんど有効性を失いつつある。しかし、労働セクターは、ようやくにして社会変動に対応しうる構造、今までよりはネジレの少ないナショナルセンターとして「連合」を形成しようとしている。この連合が、実際に社会過程に「根」を張り、既に大きく工業化以後にむけて変容している産業・労働過程から、新しい情報と人材を吸収しうるか否かは、単に労働の将来だけでなく、日本全体の軌跡すら方向づけるものといえるのではないだろうか、この意味でも正に正念場の秋がやって来たのである。

(16) もう一つの要因である総評Ⅱ社会党ブロックの社会的適応の失敗、認識の欠如について、表9のまとめをみながら仮説的にコメントしておきたい。①七〇年代中葉以降の保革伯仲の意味——石油ショック以降、伯仲化をもたらした社会変動のエネルギーが切れたこと、それ故、現実の伯仲が、保守の混迷（政策目標と媒体欠如）によって続いた一種の「惰性」であることを理解していたかどうか。②八五年新宣言の意味——これを出すまで、「連合政権」論議やそれと関連した党内での論議（「協会」問題）が続くが、いわゆる社民化や国民政党史は、社会構造的には工業化期の争点であり、新宣言はいわば二〇年遅れの宿題提出であ

ることを理解していたかどうか。③社会的「根」——媒介アクターの重要性——選挙に強い官公労に依拠したために、官公労の視野にはいりにくい国際政治経済、産業政策、金融政策等が脱落していくことを自覚していたかどうか。たとえそれが弱くとも必要なアクターの組みこみを重視したかどうか。④①②③の認識欠如のため、社会党は六〇年代中葉までの政権代替可能政党から、補完政党（政権党が弱い争点を政策化）へ、そして、福祉、公害・都市政策等が政権党によって吸収された後、七〇年代後半以降は、字義どおりの反対政党になったのではないか。

表9 労働の位置をめぐる政治年表 一九七二—一八七

選挙	自民・政府	労働	野党
一九七二 12衆			共産40議席(最多)
一九七三 7参		7戦線統一民間単 産労組会議解散	
一九七四 7参	12三木内閣 七五春閣一〇% 台ガイドライン	8宮田発言(質上 げ抑制)	
一九七五 2産労懇・首相出 席		2産労懇強化、宮 田提案	11公労協スト権ス ト

一九七六	12衆	2 産労懇関係出席 4 党近代化 7 参 総裁予備選制	10 政推会議発足 2 春開対策民間労働会議発足	2 「新しい日本の会」発足 6 新自由ク発足
一九七八 一九七九 4地	8 自民党研修叢書	1 (第一期自民党)	3 総連合結成	3 社民連結成 12 社党飛鳥田委員長
一九八〇	2 自民―政推・定期協議化(のち解消) 6 衆参	8 政推会議「行革」を提言 9 「労働戦線統一推進会」	11 統一労働懇結成 12 社公連合政権構想	9 統一地方選流 自・公・民型主
一九八一	3 第二臨調(金杉、丸山委員、山田専門委員)	3 「行革推進国民運動会議」(政推・同盟・JC・化エネ) 7 総評三顧問「基本構想反対」	12 全民労協結成	5 サラリーマン新
一九八二	1 「85年体制への展望」職域支部に力点			
一九八三 4地	2 サラリーマン議連			

一九八六 7	衆参 9 中曾根「86年体制」	10 国労分裂	5 税金党 7 社党・石橋委員長
一九八七 4地	4 国鉄分割・民営化	11 全日本民間労働組合連合会「連合」発足(予)	1 社党「新宣言」採択 8 自ク解散 9 社党・土井委員長
一九八五	4 電電公社民営化		
一九八四	8 臨教番(宮田委員長)		
一九八三	12 衆 職域支部党員一四〇万人に		
一九八二	6 参 12 自民―自ク連立		

(付記) 本稿で用いた「第二回行政エリート調査」のデータは、文部省科学研究費補助金総合研究「政治エリートの役割意識と政策過程の研究」(一九八五―八七年、村松岐夫代表)に基づくものである。